

平成31年2月市議会定例会 提案説明

本定例会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

1. はじめに

平成31年度は、元号が変わり新たな次の時代が幕を開けるとともに、本市にとって市制施行130周年を迎える節目の年であります。明治22年10月に全国で36番目に市制を施行して以来、鳥取大震災や鳥取大火をはじめ、幾多の災害や困難を乗り越え、今日の発展を築きあげてきた多くの市民のたゆまぬ努力を心に刻み、鳥取市は、山陰東部圏域の発展の核となる中核市として、さらに、全国82都市からなる中枢中核都市の一翼を担う自治体として、議員各位、そして市民の皆さまと共に希望にあふれ、誇りある市政を創り上げる決意です。

そして、百年の大計である新本庁舎整備が完成を迎え、本市の将来にわたる飛躍・発展に繋がる大きな展望が開かれることとなります。この大きな変革の時にこそ全ての英知を結集し、現世代はもとより次世代に、確かな未来を受け渡していきたいと思えます。

2. 新本庁舎の開庁に向けて

新本庁舎の整備については、本庁舎棟の鉄骨が全て組み上がり、本年8月末の完成に向け順調に整備が進んでいます。また、開庁に合わせ、

様々な手続きを一元的に処理する「ワンストップサービス総合窓口」の創設や、来庁された方が戸惑うことなく安心して手続きしていただけるよう懇切丁寧にサポートするコンシェルジュ（フロアマネージャー）を配置するなどの、窓口改革を行うこととしています。さらに、増加している外国人居住者のために多言語対応もできるコールセンターを新設するなど、誰もが満足できるサービスの提供に努めてまいります。防災の拠点となる新本庁舎には、最新の設備を備えた災害対策本部室を新たに設けるとともに、備蓄倉庫を併設し、大規模災害時における災害応急対策活動の拠点としての機能を充実させてまいります。この新本庁舎の開庁については、現世代だけでなく、50年後、100年後の将来世代の安全で安心な生活環境まで思いを馳せ、誠心誠意取り組んでまいります。

3. 31年度の取り組みについて

（1）子育て支援の充実

本市では、保育料を国の基準より軽減することで、子育て世代の支援に力を入れてまいりましたが、本年10月1日からは、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の子どもたちの保育料等を無償化します。これにより、子育て世代のさらなる負担軽減に繋げ、子どもたちを生み、育てやすい環境の充実が進むものと確信しています。

また、家庭や家族を取り巻く環境が変化する中で、育児の孤立化等に

より、産後うつなどの要因による新生児への虐待などが後を絶たない状況があります。本市では、出産後間もない時期の産婦の健康診査を新たに実施することで、産後初期の母子の支援を強化し、産後うつ予防及び早期発見と、新生児虐待の予防等を図ってまいります。

(2) 教育の充実

保護者の就労形態の多様化などを背景に、放課後児童クラブを利用する児童は5年前に比べ1.5倍まで増加しております。そのため受け入れ体制の一層の充実と、きめ細やかな支援が必要と考えています。そこで人材不足の解消等のため、放課後児童クラブ支援員の処遇の改善を図るとともに、鳥取県内で初めて、学校・福祉機関等とのコーディネーター役を担う「放課後児童クラブアドバイザー」を配置し、相談体制を強化することで、安心安全な居場所づくりに努めてまいります。

(3) 地域包括ケアシステムの深化、地域共生社会の実現

団塊の世代が75歳に到達し、医療や介護の需要の増大が見込まれる2025年を見据え、運動機能の低下が見られる高齢者に対し、リハビリ専門職が機能改善に向けた運動プログラムを提供する本市独自の介護予防サービスを新たに導入し、高齢者がいつまでも元気に生活できる社会の構築を推進します。

また、司法や福祉関係者と連携して「鳥取市成年後見制度利用促進計画」を策定し、本市における権利擁護の取り組みのさらなる充実を目指すなど、誰もがいつまでも安心して暮らし続けられる「地域共生社会」

の実現に向けて積極的に取り組みます。

(4) きめ細やかな障がい者支援

日常生活の医療的ケアを必要とする障がい児者が増加傾向にあり、支援体制の充実が求められています。これを受け本市では、医療的な生活援助を必要とする障がい児者を受け入れる事業所等に対し、施設整備の支援を行います。さらに、小児慢性特定疾病児童が日常生活で使う車椅子や歩行支援用具などを購入する際の給付制度を新たに設けることで、安心して日常生活を過ごせるよう支援します。

(5) 地域経済の活性化・雇用促進

昨年3月に策定した「鳥取市経済成長プラン」の2大プロジェクトの一つである人材確保策として、従業員の奨学金返還について特別手当の支給等による負担軽減制度を設ける市内企業に対し新たに支援します。さらに仕事に就いていない女性や障がいのある方などが自宅に居ながら労働市場へ参入できる多様な働き方を促進するため、クラウドソーシングの普及・啓発に取り組みます。

また、本年10月の消費税率引き上げに当たっては、その影響が比較的大きくなると見込まれる市民税非課税者や乳幼児を抱える世帯に対するプレミアム付き商品券発行の準備を遅滞なく進め、福祉の向上と消費喚起の両立を図ります。

(6) 鳥取西道路の開通に向けて

緊急時の代替路線の確保と現道の渋滞の解消を図る鳥取西道路が、本

年夏ごろまでに全線開通するとともに、本年6月には道の駅「西いなば気楽里」もオープンします。これにより、吉岡地域から青谷地域までの鳥取西エリアが高速道路ネットワークの仲間入りを果たすこととなり、山陰圏はもとより、関西圏・山陽圏との人、物、情報の交流が一層加速するものと考えています。

その効果を周辺エリアにも波及させるため、全国的に注目を集めている青谷上寺地遺跡をはじめ、湖山池、吉岡温泉などの地域資源の魅力を高めるとともに、本市の豊かな農産物や特産品等のブランド化に取り組み、その魅力を全国に発信してまいります。

(7) 新たな農業の実現

農業を取り巻く環境は、少子高齢化による生産者の減少や低い収益性など多くの問題を抱えており、若者が将来に夢や希望を持って活躍できる新たな農業への変革が求められています。技術革新により人々の働き方が大きく変わる時代にあって、最新のロボット技術や情報通信技術等を活用した、いわゆるスマート農業に取り組み、大幅な省力化や収益性の向上に繋げ、農業の将来への可能性を大きく広げていきたいと考えています。そのため、スマート農業技術を生産現場へ普及させるためのセミナーの開催や、果樹栽培のスマート化に向けた実証事業の実施など、この取り組みをさらに加速させます。

(8) 生活交通の維持確保

市民の日常的な移動を支える路線バスや乗合タクシーは、利用者の減

少や運転手不足を背景に、交通事業者による路線や便数の維持確保が困難となっており、この状況はますます深刻になっていくことが懸念されます。本市では、将来にわたる地域公共交通のあり方や目指すべき方向性などを明確にした「生活交通創生ビジョン」を速やかに策定し、行政だけでなく、交通事業者や市民の皆さまと共にこの課題の解決に向け取り組んでいきます。さらに、公共交通空白地域において、地域のNPO法人やまちづくり協議会などが主体となった生活交通の維持確保の取り組みについて支援を強化し、地域に根付いた新たなコミュニティビジネスの促進を図ります。

(9) 「みどりの愛護」のつどいの開催について

本年5月18日にコカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパークを会場として、第30回全国『みどりの愛護』のつどいを開催します。

全国の公園緑地の愛護団体や緑の保全団体などが一堂に集う式典では、皇室関係者のご臨席もいただき、記念植樹などの催しが予定され、多くの皆さまで賑わうものと考えています。これを契機として、市民の皆さまの都市緑化意識の高揚と本市の緑豊かな潤いのあるまちづくりを一層推進していきたいと考えています。

(10) 安全と安心の確保

平成30年度は、記録的な集中豪雨、暴風や大雨を伴う台風など、自然災害が相次いだ年であり、多くの市民の皆さまが不安を抱いておられるものと感じています。

本市では、何よりも市民の皆さまの生命と財産を守るため、新本庁舎への災害対策本部室の整備や、防災行政無線のデジタル化に加え、新たにコミュニティFMを活用し緊急情報を伝達する防災ラジオの普及に着手します。これらにより、様々な媒体を利用した確実かつ迅速な防災情報の発信に努めてまいります。

また、鳥取市立病院は、昨年4月に救急患者を専門で受け入れる救急科を新設し、さらに、7月には岡山大学と連携して災害時医療に貢献する人材の育成を始めるなど、救急医療体制の強化を図っています。引き続き、東部圏域の救急医療救護体制等の構築に努めてまいります。

4. 31年度当初予算の概要について

平成31年度当初予算は、待望の完成を迎える新本庁舎の整備をはじめとした切れ目のない重要施策や、市民の安全・安心を最優先とした防災・減災対策、さらには、人口減少の克服に向けた地方創生の推進や医療・保健・福祉・子育て支援等の施策に重点を置いたことに加え、「中枢中核都市」として、圏域全体の活性化に繋がる事業を積極的に盛り込んだことで、過去最大となる1,001億円の積極型予算となりました。

予算編成に当たっては、不要不急事業の見直しや事業の整理合理化、公債費の抑制などに努めたところではありますが、企業誘致や地域経済対策による企業の積極的な設備投資などにより、市税収入の好循環が生まれたこと、さらには、長期的な展望のもと計画的に積み増してきた基金

を活用したことで、自主財源の確保に繋がったものと考えています。また、市債残高は増加となりますが、合併特例債などの交付税措置率が高い市債を厳選することにより本市の実質的な負担の逡減に意を用い、将来に負担を先送りしない財政運営に努めたところであります。

5. 議案の説明

それでは、本定例会に提案いたしました諸議案につきまして説明申し上げます。

議案第1号から議案第20号までは、平成31年度の一般会計、特別会計及び企業会計の予算でありまして、ただいま申し述べました施策をはじめとする諸施策に必要な経費を計上しております。

議案第21号から議案第38号までは、いずれも平成30年度の一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算であり、事業費確定に伴う精算などに基づいて計上しております。

議案第39号は、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、使用料等の見直しを行うため、関係条例の整理に関する条例を制定するものです。

議案第40号は、機構改革に伴い、関係する組織の事務分掌に関し必要な事項を定めるため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第41号は、営業許可等に係る手数料について、鳥取県域における公平性の確保のため見直しを行うに当たり、関係する条例の一部を改

正するものです。

議案第42号は、鳥取市鹿野町今市集会館を地元管理組合へ無償譲渡するため廃止するに当たり、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第43号は、鳥取市自家用有償バスの運行路線を新設し、運行日を設定するに当たり、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第44号は、放置自転車を撤去し保管した際に利用者等から徴収する費用について減免規定を設けるため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第45号は、鳥取市自転車駐車場に制限期間を超えて駐車している自転車等を移動し、保管したときに利用者等から徴収する費用について減免規定を設けるとともに、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い利用料金の見直しを行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第46号は、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、鳥取市保健所で行う検査業務に係る手数料等の見直しを行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第47号は、鳥取市水道施設整備事業分担金の徴収に係る事務を見直し、水道事業管理者が分担金を徴収するに当たり、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第48号は、鳥取市社会福祉審議会における調査審議事項に、精神障害者福祉に関する事項を追加するため、関係する条例の一部を改正

するものです。

議案第49号は、鳥取市立児童厚生施設として設置されている児童遊園について、児童厚生施設としての位置付けを廃止するため、関係する条例を廃止するものです。

議案第50号は、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、鳥取市介護老人保健施設の手数料の見直しを行うとともに、通所リハビリテーションの利用定員の見直し等、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第51号は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴い、災害援護資金の貸付利率を引き下げるとともに、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第52号は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の賦課限度額及び軽減判定所得基準の改定等、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第53号は、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、温泉事業における配湯料及び配湯分担金の見直しを行うとともに、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第54号は、鳥取市福部町南田集会所及び鳥取市鹿野町河内生活改善センターを廃止するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第55号は、水道法施行令等の一部改正に伴い、水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準について所要の整備を行う

ため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第56号は、鳥取市立病院において、人工妊娠中絶を行う手術の手技の変更並びに消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、使用料及び手数料の一部を見直すとともに、所要の整理を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第57号は、鳥取市鹿野町今市と鳥取市気高町^{かんぼら}上原の町界の一部を変更するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第58号は、包括外部監査に係る委託契約を締結するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第59号は、鳥取県東部広域行政管理組合が共同処理している火葬業務について、新たに智頭町が加入するに当たり、当該組合同規約の一部を変更するための協議について、必要な議決を求めるものです。

議案第60号は、鳥取市農産物加工等施設の指定管理者の指定について、必要な議決を求めるものです。

議案第61号は、鳥取市気高町遊漁センターの指定管理者の指定について、必要な議決を求めるものです。

議案第62号は、過疎対策事業債の活用を計画している事業を鳥取市過疎地域自立促進計画に位置付けるに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第63号は、新本庁舎議場に設置する什器備品を購入するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第64号は、議案第42号に関連し、鳥取市鹿野町今市集会所を地元管理組合へ無償譲渡するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第65号は、議案第54号に関連し、鳥取市福部町南田^{のうだ}集会所を地元自治会へ無償譲渡するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第66号は、旧気高第1分団のポンプ車格納庫を地元町内会に無償譲渡するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第67号は、旧湖南中学校を利活用し、地域活性化を図るため、和紙おりがみ^{さだ}Sada工房に無償貸付けするに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第68号は、平成28年10月14日に鳥取市吉成一丁目地内で発生した公用車による交通事故に係る調停の成立及び損害賠償額の決定について、必要な議決を求めるものです。

議案第69号は、平成30年3月14日に青谷町総合支所内の駐車場において、公用車が後進した際に相手方車両と接触し破損させるとともに、相手方を負傷させた事故の損害賠償額及び和解について、必要な議決を求めるものです。

議案第70号から議案第72号までは、鳥取市立学校空調設備整備事業の1工区から3工区までの委託契約を締結するに当たり、それぞれ必要な議決を求めるものです。

議案第73号は、史跡鳥取城跡擬宝珠橋復元工事請負契約の変更について、必要な議決を求めるものです。

議案第74号及び議案第75号は、それぞれ市道の認定及び変更を行うに当たり、必要な議決を求めるものです。

報告第1号は、学校教育法の一部改正に伴い、鳥取市職員の自己啓発等休業に関し引用条文の整理を行うため、関係する条例の一部改正を平成31年1月18日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第2号は、平成30年12月6日に公用車が鳥取市用瀬町^{みやばら}宮原地内の踏切を横断中、遮断機と接触しポールを破損した物損事故の損害賠償額及び和解について、平成31年1月21日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第3号は、平成30年9月28日に気高循環バスが鳥取市気高町八束水地内を運行中に車体を道路左側に寄せたところ、相手方所有の倉庫に接触し破損させた物損事故の損害賠償額及び和解について、平成31年1月29日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第4号は、平成29年5月11日に公用車が鳥取市千代水地内の交差点において、横断歩道を横断中の自転車と接触し、相手方が負傷した人身事故の損害賠償額及び和解について、平成31年1月31日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第5号は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、特別医療費助成の一部負担金に関し引用条文の整理を行うため、関係する条例の一部改正を平成31年2月1日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第6号は、平成30年12月19日に鳥取市湯所町一丁目地内に

において、市有地山林内に集積していた倒木が一部崩落し、相手方車両を破損した物損事故の損害賠償額及び和解について、平成31年2月6日に専決処分しましたので報告するものです。

以上、今回提案いたしました議案につきまして、その概要を説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。